

第二条第二項中「貨物運送取扱事業関係添付書類又は貨物運送取扱事業法施行規則第十六条第二項第十七条第二項若しくは第十八条第二項の書類」を「貨物利用運送事業等関係添付書類又は貨物利用運送事業法施行規則第十五条第二項の書類」に改める。

様式第一備考中「貨物運送取扱事業法第2条第8項の第一種利用運送事業」を「貨物利用運送事業法第2条第7項の第一種貨物利用運送事業」及び「同法第2条第10項の運送取扱事業」を「貨物自動車運送事業法第2条第7項の貨物自動車利用運送」及び「利用運送事業者」を「貨物利用運送事業者」及び「貨物運送取扱事業法第14条」を「貨物利用運送事業法第11条（同法第34条第1項において準用する場合を含む。）」に改める。

様式第二備考中「貨物運送取扱事業法第8条第1項、第17条第1項若しくは第2項若しくは第18条第1項の認可」を「貨物利用運送事業法第7条第1項の変更登録」及び「同法第8条第3項」を「同法第3項、同法第14条第2項」及び「第19条」を「第15条」及び「同法第27条第1項の変更登録」を「貨物自動車運送事業法第9条第1項の認可」及び「同法第4項、同法第30条の2第2項若しくは第31条」を「同法第9条第3項」及び「利用運送事業者」を「貨物利用運送事業者」を「貨物運送取扱事業法第14条」を「貨物利用運送事業法第11条（同法第34条第1項において準用する場合を含む。）」に改める。

附則

この省令は、鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。
○国土交通省令第十一号
鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第七十七号）の施行に伴い、関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、貨物運送取扱事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十五年二月十四日

国土交通大臣 林 寛子

貨物運送取扱事業法施行規則等の一部を改正する省令

（貨物運送取扱事業法施行規則の一部改正）

第一条 貨物運送取扱事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

貨物利用運送事業法施行規則

目次中「貨物運送取扱事業者」を「貨物利用運送事業者」に、「利用運送事業（第四条―第二十条）」を「第一種貨物利用運送事業（第四条―第十七条）」に、「運送取扱事業（第二十一条―第三十七条）」を「第二種貨物利用運送事業（第十八条―第二十九条）」に、「国際貨物運送取扱事業」を「国際貨物利用運送事業」に、「（第三十八条―第五十条の二）」を「（第三十条―第四十四条）」に、「（第五十一条―第五十九条）」を「（第四十五条―第五十一条）」に改める。

第一条中「貨物運送取扱事業法」を「貨物利用運送事業法」に改める。

第二章の章名中「貨物運送取扱事業者」を「貨物利用運送事業者」に改める。

第二条の見出し中「貨物運送取扱事業」を「貨物利用運送事業」に改め、同条第一項中「貨物運送取扱事業者」を「貨物利用運送事業者」に、「貨物運送取扱事業」を「貨物利用運送事業」に改め、同条第二項中「貨物運送取扱事業者」を「貨物利用運送事業者」に、「貨物運送取扱事業」を「貨物利用運送事業」に改め、同条第三項中「貨物運送取扱事業者」を「貨物利用運送事業者」に改める。

第三条中「貨物運送取扱事業者」を「貨物利用運送事業者」に改める。

「第三章 利用運送事業」を「第三章 第一種貨物利用運送事業」に改める。

第四条から第十条までを次のように改める。

（登録の申請）

第四条 法第四条第一項の規定により第一種貨物利用運送事業の登録を申請しようとする者は、同項各号に掲げる事項を記載した第一種貨物利用運送事業登録申請書を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 次に掲げる事項を記載した事業の計画

イ 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者の概要

ロ 貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、保管施設の概要

ハ その他事業の計画の内容及び必要な事項

二 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写し
三 貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類（貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、保管施設の面積、構造及び附属設備を記載した書類を含む。）

四 既存の法人にあっては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

ロ 最近の事業年度における貸借対照表

ハ 役員又は社員の名簿及び履歴書

五 法人を設立しようとするものにあっては、次に掲げる書類

イ 定款（商法（明治三十二年法律第四十八号）第百六十七条及びその準用規定により認証を必要とする場合にあっては、認証のある定款）又は寄附行為の謄本

ロ 発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書

ハ 設立しようとする法人が株式会社又は有限会社である場合にあっては、株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類

六 個人にあっては、次に掲げる書類

イ 財産に関する調査

ロ 戸籍抄本

ハ 履歴書

七 法第六条第一項第一号から第五号までのいずれにも該当しない旨を証する書類

3 国土交通大臣（法第三条第一項の規定による権限が地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第百二十八号に掲げる事務並びに同条第八十六号に掲げる事務に係る同条第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。以下同じ。）に委任されている場合にあっては、地方運輸局長）が必要ないと認めたときは、前項各号の書類の一部の添付を省略することができる。

（第一種貨物利用運送事業者登録簿）

第五条 第一種貨物利用運送事業者登録簿は、第一号様式によるものとする。

（事業に必要な施設）

第六条 法第六条第一項第六号の国土交通省令で定める施設は、次のとおりとする。

一 第一種貨物利用運送事業を遂行するために必要な事務所その他の営業所

二 貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、第一種貨物利用運送事業を遂行するために必要な保管能力を有し、かつ、盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設

（財産的基礎）

第七条 法第六条第一項第七号の国土交通省令で定める基準は、次条に定めるところにより算定した資産額（以下「基準資産額」という。）が三百万円以上であることとする。

第八条 基準資産額は、第四条第二項第四号ロ又は同項第六号イに掲げる貸借対照表又は財産に関する調査（以下「基準資産表」という。）に計上された資産（創業費その他の繰延資産及び営業権を除く。以下同じ。）の総額から当該基準資産表に計上された負債の総額に相当する金額を控除した額とする。

2 前項の場合において、資産又は負債の評価額が基準資産表に計上された価格と異なることが明確であるときは、当該資産又は負債の価額は、その評価額によって計算するものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、前二項の規定により算定される額に増減があったことが明確であるときは、当該増減後の額を基準資産額とする。